

○森ゆうこ君 国民の生活が第一の森ゆうこでございます。

まず、法案についてでございますが、裁判官の増員ということでございますが、裁判員制度導入に伴う裁判官の負担増加について、その実態の把握をしていらっしゃるのでしょうか。そして、問題があれば何か対策を講じていらっしゃるのでしょうか、簡潔にお答えいただきたいと思っております。最高裁。

○最高裁判所長官代理者（戸倉三郎君） 裁判員裁判が導入されますと、刑事裁判につきましては従来の審理とはかなり裁判官にとりましても大きな変化があるわけでございます。

こういった中で、とりわけ裁判員の方に分かりやすい審理をし、その上で評議においても十分議論していただいて納得いくような評議をして結論を出していただくという上では、裁判官は事務の量のほかに質の面でも相当様々な配慮、きめ細かい配慮なり力量というものが必要になっているわけございまして、そういった点で私ども相当、裁判員裁判が導入されますと、やはり従来に比べますと裁判官の事務量は増加するものであるというふうなことを考えたわけでございます。

そういうことで、これまで裁判官、裁判員裁判の関係では約、判事、判事補合わせて百五十名の増員を認めていただいたところでございまして、現時点での状況を見ますと、少なくとも人的体制の面では、事件動向もある程度落ち着いておるといってもございまして、人的体制の面では順調にいつているのではないかというふうに考えているところでございます。

○森ゆうこ君 この質問を私がしたのは、先般、裁判員裁判にかかわっていた判事さんが判決の当日の朝、判決文は書いていたんだけど、その朝、自殺をされたという大変痛ましいことがあったわけでございます。

様々なストレス、新しい制度導入に伴っていろんな問題があるかと思いますが、私は裁判官も人の子、どんな職業であれそれぞれの職場において、現代においては非常にメンタルストレスに対する対応というものを、どんな職場であれその責任者は考えなければならないということで、そういう意味で問題があるのであれば、早めに対応していただくことがもちろんその裁判官それぞれの方にとってもいいわけですし、結果として公正な正しい司法判断がなされるということにつながっていくと思っておりますので、是非問題等がないのかよく調べていただいて対策を講じられるようお願いを申し上げます。

次に、裁判所事務官につきましては、裁判官そのものの増員が図られる一方、事務官等々、事務方の事務局の体制については削減が様々な点で図られているところでございますが、一点、確認をさせていただきたいと思っております。

裁判所事務官人件費の予算計上につきましては、検察審査会法の改正に伴って、それまでは検察審査会の事務局の人件費については別建てで予算計上をしておりましたけれども、この検察審査会法の改正に伴って、他の裁判所事務官の人件費と区別をせず一緒に計上する、一緒に取り扱うようになりました。その理由は何でしょうか。

○最高裁判所長官代理者（戸倉三郎君） 検察審査会事務官につきましては、裁判所事務官の中からこれを命じるということになっておりますところ、検察審査会の事務は年間を通じて繁忙がございます。その中で、そういう繁忙にも適切に対応しつつ、他方で閑散な時期につきましては裁判所事務を行わせてこれを有効に活用するといったことを機動的に行うと、こういった観点から、平成十九年の検察審査会法の改正の際に、従来は法律に検察審査会の事務官の員数が定められておりましたのを、これ最高裁判所が定めることとされたわけがございます。これを予算の面からも反映させる趣旨で、平成二十一年の予算から組織、検察審査会を組織、裁判所に統合いたしまして、検察審査会の人件費を裁判所の人件費に計上するという事になったものと承知しております。

○森ゆうこ君 私、様々検察審査会のことについて調べてきたわけですが、前回の改正という大きな改正は、強制起訴、起訴議決、大幅に権限を強化するものでありました。その改正というのは、より検察審査会の本当の意味での独立性が確保されなければならないということも重要な視点であると思っておりますけれども、そういうときに、今までは検察審査会の人件費というふうにすぐ出てきたものが、今の御説明のように、他の裁判所の人件費、事務官の人件費と区別しなくなったために、一体どの部分が検察審査会の事務局の人件費なのかということが質問しても分からないという状況で、他方、検察審査会は独立しているので裁判所は何も状況は分かりませんということで、様々な質問にお答えにならないという事実がございます。やっていることが真逆ではないかなということで、今日はその点をまず指摘をしておきたいというふうに思います。

続きまして、前回の質問の続きをさせていただきたいと思っております。

皆様のお手元に資料をお配りさせていただきました。これは七月三十一日、当委員会の議事録でございますけれども、六月二十七日に提出されたいわゆる最高検のこの検察による捏造の捜査報告書に関する調査の報告書でございますけれども、この件に関して私が質問しましたところ、いわゆる齋藤報告書、齋藤当時元副部長、東京地検特捜部副部長の捜査報告書にはアンダーラインが引かれている箇所がたくさんあると。普通、捜査報告書にアンダーラインは引かないというふうに聞いておりますが、これアンダーラインを引いている箇所について、このアンダーラインは重要だからこれを見なさいというふうなこと

だったわけですが、このアンダーラインは、起訴できなかったにもかかわらず、被告が共謀、この事件に関与したということを殊更強調する内容ではなかったかというふうに質問しましたところ、稲田刑事局長は、ここに、アンダーラインを私の方で逆にこの議事録に引かせていただきましたが、「アンダーラインを引いた部分が必ずしも石川供述の信用性を肯定する部分のみならず、減殺する部分についてもアンダーラインが引かれているという意味で、価値中立的なアンダーラインの引き方である」と、このように御答弁をされました。

私は、この質問の後、もう一度齋藤報告書を調べてみましたが、どう読んでも、何度読み返してもこのアンダーラインの部分に価値中立的になるような減殺するという部分が見付からなかったんですけども、お聞きをいたします。減殺する部分とは具体的に、当該この齋藤報告書の、捜査報告書のアンダーラインのうちどの部分を指されるのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○政府参考人（稲田伸夫君） お答え申し上げます。

今御指摘のアンダーラインは、石川氏の供述に係る部分でございますが、特に収支報告書の不記載等に関する報告にかかわる部分でございますが、この部分につきましては、起訴相当議決、これは第一次の際の起訴相当議決でございますが、これは共謀に関する直接証拠と位置付けられる重要な証拠であるというふうにされたところではございますが、他方で、検察はそのやり取りにつきまして具体性に欠けるといふふうに評価していたわけでございますが、そのやり取りの、その具体性に欠けると評価されるやり取りの部分などが検察審査会に分かりやすいように引いたものというふうに考えております。

○森ゆうこ君 前回の答弁で、ここに議事録をお出ししております、信用性を肯定する部分のみならず、それとは正反対の部分についてもアンダーラインが引かれているという意味で価値中立的だと。前回の局長の答弁について私は御質問しているんですよ。だから、この減殺する部分って具体的にどこなんですか、教えてください。ありませんよ。

○政府参考人（稲田伸夫君） 今も申し上げましたように、検察当局は……

○森ゆうこ君 あなたのこの間の答弁について聞いているんですよ。

○政府参考人（稲田伸夫君） 小沢氏の犯意を直ちに基礎付けるものとその報告状況の供述が認定できないというふうに判断をしたわけでございます。まさにそういう意味で、この部分、この供述がそういう意味で重要であるということから嫌疑不十分にしたというわけでございますが、その報告状況等に関する供述が分かりやすいようにということでアンダーラインを引いたものと承知しております。

○森ゆうこ君 この間の答弁、あなたがなされた答弁について、その部分について言った、この減殺する部分についてもアンダーラインが引かれているとお答えになったから、一体そこはどこなんですかと聞いているのに、何で答えないんですか。

○政府参考人（稲田伸夫君） したがいまして、今も申し上げましたように、その報告を行っている部分の供述が具体性に欠けているという意味で、その部分の供述にアンダーラインを引いているということを私は申し上げたつもりでございます。

○森ゆうこ君 どこが減殺する部分なのか、具体的にどこですかと聞いているのに、何で答えないんですか。あなたが答弁したんですよ、これ。

だから、アンダーラインしている部分は全て石川供述の信用性を肯定する、つまり被告にとっては不利な、自分たちは起訴できなかったけれども、こんなに関与しているんだから起訴してくださいというふうなところにしかアンダーラインを引いていないんですよ。減殺する部分なんてないから今答えられないんでしょう、自分でこの間は言っちゃったけど。

そして、この報告書、最高検の報告書にもそう書いてありますけれども、そんな部分ないじゃないですか。ないのに、何でそう書いてあるんですか。虚偽の捜査報告書のその調査の結果の報告書がこれまたうそ、でたらめ、虚偽なんですか。

○政府参考人（稲田伸夫君） その信用性を減殺するかどうかというのは、まさにその当該供述がどの程度具体的になされているかということは非常に重要な要素だと思います。そういう部分で具体性に欠けるといふふうに検察が評価した部分を指摘しているという意味で、信用性を減殺する事情にかかわる部分についてアンダーラインを引いたものだというふうに考えております。

○森ゆうこ君 具体的にお答えにならないので、聞いていきたいと思いますか。

この齋藤報告書の表紙のところには、別添一ないし別添四、これが主要な証拠等について検討した結果というふうに書いてありますが、別添四のところでもありますけれども、しかし、上記小沢供述は、以下のとおり、著しく不自然であり、小沢が本件四億円の出所について明らかにしようとしなないことは、小沢に本件不記載、虚偽記入に係る動機があったことを示している。ここにアンダーライン引いてありますけれども、それが今、局長が言った部分なんですか。

○政府参考人（稲田伸夫君） ただいまお読み上げになられたものは、当該事件において作成された捜査報告書の中身を引用しておられるという御趣旨なのかと思いますが、これは刑事訴訟法四十七条にいう訴訟に関する書類でございます。まして、訴訟関係書類の公判開廷前における非公開の原則が四十七条において定められておりまして、その点からいたしまして、その中身につきまして私の

方からお答えするのは差し控えたいと存じます。

ただ、先ほども申し上げましたように、信用性を減殺する事情として申し上げている点は、まさにその供述の具体性を欠けているということを申し上げているわけでありまして、そういう部分を指しているというふうにご理解をいただきたいと思えます。

○森ゆうこ君　まあ驚くような答弁なんですけれども、何度繰り返しても一緒でしょうから。

つまり、この間、局長が御答弁されたような部分はなかったということなんですよね。最高検の報告書自体がでたらめであるということなんだろうと思えますけれども、この報告書を作るに当たって石川議員に事情をお尋ねになりましたか。

○政府参考人（稲田伸夫君）　ただいまの御質問は、不起訴にいたしました事件における捜査の内容及び捜査機関の活動にかかわることですので、お答えは差し控えさせていただきますと存じます。

○森ゆうこ君　石川議員は、聴取はされなかったというふうにお答えになっていらっしゃいます。

この最高検の報告書におきましては、田代元検事が書き加えた実際に存在しない場面などが、田代元検事と石川議員の間に勾留中に同様の会話があったため混同した、共通の認識があったことから身ぶりや手ぶりで理解し合っているため相反性がない、だから、捜査報告書は反訳書と似ても似つかないものであるけれども、全体として、勾留中の話などもあって身ぶり手ぶりでお互いに分かり合っているから、この捜査報告書は全体としては相反しないのである、だからほとんどおとがめなしであるという、そして起訴もされなかったというような報告書にここはなっていたかと思えます。

この点につきまして、石川議員はこのように、八月二十三日に、この田代検事あるいは佐久間元部長等々不起訴処分に対して、検察審査会に対して審査申立書が提出をされました。その審査申立書を提出された健全な法治国家のために声をあげる市民の会のホームページには、石川議員からこの最高検の報告書についてどう思うか、質問状を送ってその回答結果がホームページに公開をされております。今、最高検が、結局記憶の混同という、裁判所からは偽証ではないかとさえ追及されたその記憶の混同について、検察並びに最高検がそれを認めた理由として、今言ったような石川議員とお互いに勾留中にそういう会話があって共通の認識があったというのが理由だったわけですが、この点について聞かれた石川議員は、そういうことはなかったというふうにお答えになっています。

田代検事から調書への逡巡する態度を示していたのは、署名を求められてい

た供述調書の内容からして当然だと思いますと。供述を翻した場合の影響に懸念を示していたのは、田代検事から、供述を翻すと検察は小沢さんを起訴するというような脅しを掛けられていたので、影響を懸念するのは当然だと思います。供述調書の内容の一部について田代検事に感謝する発言を行ったことは事実ですが、それと最高検報告書に書いてあるように、いろいろ考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの供述を維持するというので、供述調書を作ってもらって結構ですなどは言いません。実際の取調べの状況は、全然違います。田代報告書では、私が小沢氏の話と違う内容の調書に署名することをちゅうちょしていたところ、田代検事の条理を尽くした説得の結果、報告、了承を認める調書に署名したというような話になっていますが、実際には、田代検事が、勾留中の供述を翻すと、絶対権力者の小沢氏の影響であるように思われて小沢氏が起訴されると言ったり、再逮捕をちらつかせたり、議員辞職する旨の調書を法廷に出すなどと言われて脅してきたりしたので、結局、調書の訂正の要求を断念して、調書に署名したものですというようなことでありますとか、勾留中にここに書かれているようなことを供述したことは一切ないというふうに、御質問のようやり取りは、勾留中の田代検事の取調べでは全くありませんでしたというふうに回答書に書かれています。

つまり、最高検のこの報告書について、当事者が全くこれは違うというふうに言っているわけですがけれども、なぜ、この問題の調査をするに当たり、石川議員に事情聴取しなかったんでしょうか。

○政府参考人（稲田伸夫君） 先ほどもお答え申し上げましたように、不起訴にいたしました事件における捜査機関の活動について、具体的にどなたから事情を聴いたあるいは聴いていないということを明確に申し上げるのは差し控えさせていただきたいと存じます。

ただ、検察におきましては、この事件の捜査に当たりまして、部内の人間はもとより、必要な場合においては、そのほかの方についても御協力が得られる範囲で御協力を得ながら捜査、調査を進めていったものというふうに承知をいたしております。

○森ゆうこ君 問題のこの一方の当事者、要するに石川さんの取調べを行ったと。その捜査について報告書が提出された。しかし、それが事実とは全く別の虚偽のものであったということが裁判所から厳しく指弾されて、このようなことがあってはならない、しかも密室の検察審査会にそのようなたらめその捏造の捜査報告書を提出して審査員の判断を誤らせるようなことがあってはならないと厳しく指弾され、そして調査したんじゃないんですか。

なぜその当事者について、きちんと事情を聴かないんですか。その当事者の

話を聴かずして、お互いに勾留中にそういう話があって分かり合っていたから、内容的には、見た目は全く似ても似つかない捜査報告書で虚偽だと言われているんだけど、勾留中の取調べ等でそういうものが、内容があったので、全体的にはそごはないんだという報告書にまとめているじゃないですか。何でそんなでたらめな報告書をまとめるんですか。

滝大臣、おかしいですよ、これ。もう二重、三重で検察の信頼を失墜させるような事態じゃないですか。小川前法務大臣が指揮権まで発動して検察の信頼を回復しようと、そうしなければならなかった事案なんですよ。今の私と刑事局長のやり取り聞いて、おかしいと思いませんか。こんなことを放置していいんですか。

○委員長（西田実仁君） 質疑時間が来ておりますが。

○森ゆうこ君 分かりました。

もう一度しっかりとお考えいただく、この再調査を求めまして、私の質問を終わります。